

2020年2月26日

## ～ お客さまの大切な財産の一部を「遺言信託」により大学の教育・研究の充実に活用 ～ 学校法人福岡大学との「遺言信託」に関する業務協定の締結について

西日本シティ銀行（頭取 谷川 浩道）は、お客さまの多様な相続ニーズにお応えするため、学校法人福岡大学と「遺言信託」に関する業務協定を締結しましたので、お知らせします。

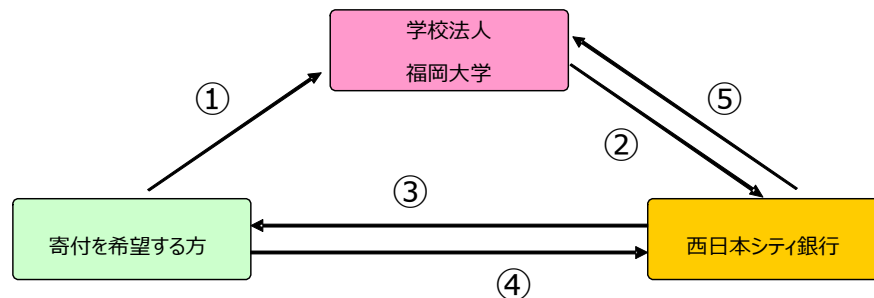
当行は、これからもお客さまに寄り添い、お気軽にご相談いただける身近な金融機関を目指してまいります。

### 記

#### 1. 協定締結の目的

本業務協定は、遺贈または相続財産からの寄付による教育・研究の充実に資するため、「遺言信託」のスキームを活用し、遺贈または相続財産の寄付を希望されるお客さまのニーズにお応えすることを目的としています。

#### 2. 協定のスキーム図



- ①遺贈または相続財産の寄付を希望する方は、学校法人福岡大学に相談を行います。
- ②学校法人福岡大学から、当行にご相談者さまを紹介いただきます。
- ③当行は、ご相談者さまのご意向を確認し、学校法人福岡大学への遺贈を含めた公正証書遺言書作成のアドバイスを行います。
- ④当行は、「遺言信託」として遺言書をお預かりします。
- ⑤公正証書遺言に基づき当行が遺言執行者として、学校法人福岡大学への遺贈を含めた遺言内容を実現します。

#### 3. 協定書締結日

2020年1月31日（金）

以上

本件に関するお問い合わせ先  
プライベートバンキング部 野口・平戸 TEL 092-476-2708